

国勢調査を実施します

あなたの回答が、日本の未来をつくります

10月1日(木)を基準日として、全国一斉に国勢調査が行われます。国勢調査は、5年ごとに行われる国の最も重要な統計調査で、日本の人口や世帯の実態を明らかにし、各種施策のための基礎資料を得ることを目的としています。

※外国人も対象となります
スマート国勢調査！

今回の調査では、パソコンやタブレット、スマートフォンからも回答できます。

○期間中はいつでも、好きな時間に回答できます

○回収に調査員が訪問することがなくなります

※記入負担の軽減・利便性の向上を図るなどの観点から、インターネット回答を推進しています(回答データは厳重に守られます)

国勢調査員とは
総務大臣が任命した非常勤の人と世帯が対象です。

国家公務員です。顔写真付きの調査員証と腕章を身に付けています。

プライバシーの保護
記入された内容は、統計法により厳重に守られます。また、国勢調査に従事する人には、守秘義務が課せられていますので、安心してご回答ください。

問い合わせ

①調査票に関すること 国勢調査コールセンター ☎057(07)2015、IP電話 ☎03(330)2015へ

※開設期間は、10月31日(土)までの午前8時～午後9時通話料が掛かります

②その他の問い合わせ 企画課 政策調整係 ☎内線3151・3152へ

平成27年国勢調査の流れ

9月10日(木)～12日(土)
インターネット回答用IDを世帯に配布

9月26日(土)～30日(水)
インターネット回答のなかった世帯に調査票を配布

オンライン調査
先行方式
9月10日(木)～20日(日)
パソコンやタブレット、スマートフォンから回答



10月1日(木)～7日(水)
調査員、または郵送で提出

回答完了

国勢調査 2015 政府統計

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした調査です。

みなさまのご理解・ご協力を
よろしくお願いします。



http://kokusei2015.stat.go.jp/ 総務省統計局・都道府県・市区町村からののお知らせです

不動産を合同 公売します

問い合わせ 税務課徴収対策室 ☎内線3160

市では、財産があるにも関わらず税を滞納している人に対して、財産の差し押さえを行い、差し押さえた財産を公売(売却)して売却代金を滞納となつての税に充てています。今回の公売は入札方式により片品村、みなかみ町、利根沼田行政県税事務所と合同で実施します。

とき 12月3日(木)午後2時(午後1時受け付け開始)

ところ 県利根沼田振興局庁舎4階401会議室

物件について 本市の物件は、下表のとおりです。公売内容や最低公売価格、公売保証金は、市の掲示板に公告し、ホームページにも掲載します

持参するもの 公売保証金、印鑑など

※登記簿上の地目が「畑」や「田」の農地物件の買い受け希望者は、農業委員会が交付する「買受適格証明書」を公売当日に提出する必要があります。農地法申請書受付期間(9月10日

(木)15日(火)、10月9日(金)15日(木)内に農業委員会事務局へ申請書類を提出してください

※詳しいことは、市農業委員会事務局 ☎内線3240へ

その他 公売は、中止になることがありますので入札前に実施の有無を確認してください

市外物件の問い合わせ 合同公売する市外物件の詳細は、片品村住民課 ☎2111、みなかみ町税務課滞納整理室 ☎2111、利根沼田行政県税事務所収納係 ☎4336へ

物件番号	物件の表示など(本市の公売物件)		
	所在地	地目・種類	地積・床面積
1	久屋原町字腰越752-9	宅地	531.86㎡
2	西倉内町字滝棚818-43ほか	宅地ほか 地下1階付き3階建て店舗ほか	472.84㎡ 1,635.23㎡
3	恩田町字四釜462-1ほか	雑種地	657.00㎡
4	下川田町字宮塚1573	田	2,189.00㎡
5	利根町高戸谷字橋場14-1	宅地 3階建て事務所	587.12㎡ 276.38㎡

はかりの検査を受けましょう

計量器は、商取引の秩序を保ち、消費者の利益や安全を守るなど、生活する上で欠くことのできないものです。必ず定期的に検査を受け、計量器が正しいかどうかを確認してください。

検査対象は質量計、分銅、重りで次の場合で使われるものです。

- 商店、工場、事務所などで営業用に使用するもの
- 学校、保健所、病院などで体重測定用に使用するもの
- 病院、薬局、診療所で薬の調剤用に使用するもの
- 農家、農協などで園芸農産物の出荷・販売用に使用するもの
- 宅配便の取次店などで貨物・荷物の計量に使用するもの
- その他取引、証明に使用するもの

※計量器を使用しなくなったら、生活課生活係までご連絡ください

※検査は、県より「指定期間検査機関」に指定されている(一社)群馬県計量協会が行います(検査には手数料が掛かります)

問い合わせ 生活課生活係(東原庁舎内) ☎内線77351、(一社)群馬県計量協会 ☎027(263)8217へ

平成27年度特定計量器定期検査日程表

とき	ところ	とき	ところ
9月15日(火)	白沢創作館駐車場	10月2日(金)	J A利根沼田川田支店
9月17日(木)	利根支所車庫	10月5日(月)	池田公民館
9月18日(金)	市役所東原庁舎	10月6日(火)	
9月28日(月)	市役所北庁舎車庫	10月8日(木)	J A利根沼田沼田青果物集荷所
9月29日(火)	J A利根沼田薄根支店	10月9日(金)	市役所東原庁舎
10月1日(木)	J A利根沼田川田支店	10月15日(木)	

※検査時間は全日午前10時～午後3時

市職員が家屋調査を行います

新築や増築した家屋の固定資産税の評価額を算定するために、市職員が家屋調査を行いますので、ご協力をお願いします。

家屋の全部、または一部を取り壊した場合や店舗、住宅などを他の用途に変更した場合も調査を行いますので、ご連絡をお願いします。



問い合わせ 税務課資産税係 ☎内線3146へ

井戸所有世帯の調査にご協力ください

県が毎年行っている「地下水質概況調査」の実施に際し、井戸所有世帯の情報提供をお願いします(飲用、その他の利用は問いません)。

締め切り 9月18日(金)

問い合わせ 井戸の所有情報は、環境課環境係(東原庁舎内) ☎内線77374、地下水質概況調査については、利根沼田環境森林事務所総務環境係 ☎4481へ



農業委員会からのお知らせ 問い合わせ 農業委員会事務局 ☎内線3240

①農地の適正な管理をお願いします

農地は、一度耕作をやめると数年で原型が分からないほど荒れてしまい、耕作できる状態に戻すのに大変な労力が掛かります。

また、雑草木が生い茂り病害虫の温床になり、近隣農地の農業振興や近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすなど大変迷惑が掛かりますので、草刈りや耕起など適正な管理をお願いします。

②農地利用状況調査(農地パトロール)を実施します

農業委員会では、9月から12月までを農地パトロール月間として設定し、農地法の規定に基づき市内全域の農地について農地利用状況調査を実施します。農地利用の総点検、遊休農地の把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止などについて取り組むための調査です。ご理解とご協力をお願いします。

③農地法の手続きについて

農地法とは、農地とその耕作者の権利保護や食料の安定供給を目的に、農地を農地以外のものにすることを規制して農地の効率的な利用を図るための法律です。

農地の権利移転や農地を農地以外(宅地など)の用途に使用するためには法律に基づいた手続きが必要です。手続きをせずに行った場合は法律で罰せられます。

農地法の申請手続きには、いろいろな要件が関わってくるため、事前に農業委員会事務局、または地元の農業委員に相談してください。

許可の解説

第3条許可 農地を農地として使用するために権利設定や移転を行うとき

第4条許可 自分の農地を自分で農地以外に使用するとき

第5条許可 農地の所有者以外の人々が農地以外に使用するために権利設定や移転を行うとき



農地の適切な
管理をお願いします